

◎佐賀県条例第26号

過疎地域における県税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例

過疎地域における県税の課税免除に関する条例（平成28年佐賀県条例第33号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正前	改正後
<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、<u>過疎地域内において、製造の事業、農林水産物等販売業又は旅館業（下宿営業を除く。）の用に供する設備を新設し、又は増設した者及び畜産業又は水産業を行う個人に対する</u>県税の課税免除に関し必要な事項を定めるものとする。</p>	<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、<u>過疎地域をその区域とする市町において定められる市町村計画に記載された産業振興促進区域内において、製造業、農林水産物等販売業、旅館業（下宿営業を除く。）又は情報サービス業等の用に供する設備の取得等（取得又は製作若しくは建設をいい、建物及びその附属設備にあっては改修（増築、改築、修繕又は模様替をいう。）のための工事による取得又は建設を含む。以下同じ。）をした者及び畜産業又は水産業を行う個人に対する</u>県税の課税免除に関し必要な事項を定めるものとする。</p>
<p>(定義)</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 過疎地域 <u>過疎地域自立促進特別措置法（平成12年法律第15号。以下「法」という。）第2条第1項に規定する過疎地域（法第33条の規定により過疎地域とみなされる区域を含む。）</u>をいう。</p>	<p>(定義)</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 過疎地域 <u>過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法（令和3年法律第19号。以下「法」という。）第2条第1項に規定する過疎地域（法第3条、第41条、第42条及び第44条の規定により過疎地域とみなされる区域、法第43条に規定する区域並びに法附則第5条に規定する特定市町村並びに特別特定市町村の区域を含む。）</u>をいう。</p> <p>(2) 市町村計画 <u>法第8条第1項に規定する過疎地域持続的発展市町村計画をいう。</u></p> <p>(3) 産業振興促進区域 <u>法第8条第4項第1号に規定する産業の振興を促進する区域をいう。</u></p>

改正前	改正後
(2) 農林水産物等販売業 法第30条に規定する農林水産物等販売業をいう。	(4) 農林水産物等販売業 法第23条に規定する農林水産物等販売業をいう。
(3) 特別償却設備 過疎地域自立促進特別措置法第31条の地方税の課税免除又は不均一課税に伴う措置が適用される場合等を定める省令（平成12年自治省令第20号。以下「省令」という。）第1条第1号イに規定する特別償却設備をいう。	(5) 情報サービス業等 租税特別措置法施行令（昭和32年政令第43号）第6条の3第14項に規定する情報サービス業等をいう。 (6) 特別償却設備 過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法第24条の地方税の課税免除又は不均一課税に伴う措置が適用される場合等を定める省令（令和3年総務省令第31号。以下「省令」という。）第1条第1号イに規定する特別償却設備をいう。
(県税の課税免除)	(県税の課税免除)
第3条 知事は、地方税法（昭和25年法律第226号）第6条第1項の規定により、次の各号に掲げる県税の税目に応じ、当該各号に定める税額の課税を免除することができる。	第3条 知事は、地方税法（昭和25年法律第226号）第6条第1項の規定により、次の各号に掲げる県税の税目に応じ、当該各号に定める税額の課税を免除することができる。
(1) 事業税 次のア又はイに掲げる税額	(1) 事業税 次のア又はイに掲げる税額
ア 省令第1条第1号イに規定する期間（以下「対象期間」という。）内に、過疎地域（法第33条第1項の規定により過疎地域とみなされる区域を除く。）内において特別償却設備を新設し、又は増設した者について、当該特別償却設備を事業の用に供した日の属する年又は事業年度以後の各年又は各事業年度の所得金額又は収入金額（事業税の課税標準額となるものをいう。以下同じ。）のうち当該特別償却設備に係るものとして省令第2条第1項の規定により計算した額に対して課する税額	ア 省令第1条第1号イに規定する期間（以下「対象期間」という。）内に、市町村計画に記載された産業振興促進区域内において特別償却設備の取得等（租税特別措置法施行令第28条の9第10項に規定する資本金の額等が5,000万円超である法人が行うものにあっては、新設又は増設に限る。）をした者について、当該特別償却設備を事業の用に供した日の属する年又は事業年度以後の各年又は各事業年度の所得金額又は収入金額（事業税の課税標準額となるものをいう。以下同じ。）のうち当該特別償却設備に係るものとして省令第2条第1項の規定により計算した額に対して課する税額
イ 過疎地域内において畜産業又は水産業を行う個人でその者又はその同居の親族の労力によってこれらの事業を行った日数の合計がこれらの事業の当該年における延べ労働日数の3	イ 市町村計画に記載された産業振興促進区域内において畜産業又は水産業を行う個人でその者又はその同居の親族の労力によってこれらの事業を行った日数の合計がこれらの事業の

改正前	改正後
<p>分の1を超える、かつ、2分の1以下であるものについて、法第2条第2項の規定による総務大臣、農林水産大臣及び国土交通大臣の公示の日（以下「公示日」という。）の属する年以後の各年のその者の所得金額に対して課する税額</p> <p>(2) 不動産取得税 対象期間内に特別償却設備<u>を新設し、又は増設した者</u>について、当該特別償却設備である家屋及びその敷地である土地の取得（公示日以後の取得に限り、かつ、土地の取得については、その取得の日の翌日から起算して1年以内に当該土地を敷地とする当該家屋の建設の着手があった場合における当該土地の取得に限る。）に対して課する税額</p> <p>(3) 固定資産税 対象期間内に特別償却設備<u>を新設し、又は増設した者</u>について、当該特別償却設備である大規模の償却資産（公示日以後に取得したものに限る。）に対して課する税額</p>	<p>当該年における延べ労働日数の3分の1を超える、かつ、2分の1以下であるものについて、法第2条第2項の規定による主務大臣の公示の日（以下「公示日」という。）の属する年以後の各年のその者の所得金額に対して課する税額</p> <p>(2) 不動産取得税 対象期間内に特別償却設備<u>の取得等をした者</u>について、当該特別償却設備である家屋及びその敷地である土地の取得（公示日以後の取得に限り、かつ、土地の取得については、その取得の日の翌日から起算して1年以内に当該土地を敷地とする当該家屋の建設の着手があった場合における当該土地の取得に限る。）に対して課する税額</p> <p>(3) 固定資産税 対象期間内に特別償却設備<u>の取得等をした者</u>について、当該特別償却設備である大規模の償却資産（公示日以後に取得したものに限る。）に対して課する税額</p>
2 略	2 略

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、公布の日から施行し、令和3年4月1日から適用する。
（経過措置）
- 2 この条例による改正前の過疎地域における県税の課税免除に関する条例（以下「改正前の条例」という。）第2条第1号に規定する過疎地域内において、改正前の条例第3条第1項第1号アに規定する特別償却設備を令和3年3月31日以前に新設し、若しくは増設した者に対して課する事業税、同項第2号に規定する特別償却設備である家屋若しくはその敷地である土地の同日以前の取得（土地の取得については、その取得の日の翌日から起算して1年以内に当該土地を敷地とする当該家屋の建設の着手（同年4月1日以降の着手を含む。）があった場合における当該土地の取得に限る。）に対して課する不動産取得税又は同項第3号に規定する特別償却設備である大規模の償却資産を同年3月31日以前に取得した者に対して課する固定資産税の課税免除については、改正前の条例の規定の例による。